

別表十九の二の記載の仕方

- 1 この申告書は、外国法人である普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告（仮決算による中間申告を除きます。以下1において同じです。）又は中間申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該事業年度開始の日から法第144条の3第1項《中間申告》に規定する6月経過日（(2)において「6月経過日」といいます。）の前日までの期間の月数を記載します。
 - (2) 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、6月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定（国税通則法第25条《決定》の規定による決定をいいます。以下この記載要領において同じです。）の通知のあった日を記載します。
 - (3) 前事業年度に措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額」の欄には、前事業年度の別表一の二「6」の外書の金額及び同表「17」の外書の金額の合計額を加えた金額を記載します。
- 3 「地方法人税額の計算」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「月数換算」の欄の分子の空欄には、当該課税事業年度開始の日から地方法人税法第16条第1項《中間申告》に規定する6月経過日（(2)において「6月経過日」といいます。）の前日までの期間の月数を記載します。
 - (2) 「修正・更正・決定の年月日」の欄は、6月経過日の前日までに最後に修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。
 - (3) 前課税事業年度に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除税額取戻税額」の欄には、別表一の二「6」の外書の金額に10.3%を乗じた金額及び同表「17」の外書の金額に10.3%を乗じた金額の合計額を加えた金額を記載します。